

H1 施工条件明示

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

「現場説明事項・施工条件明示事項（記載例）」を更新【H1-6～39】

改定 平成 25 年 10 月

「現場説明事項・施工条件明示事項（記載例）」を更新【H1-6～39】

改定 平成 26 年 4 月

「現場説明事項・施工条件明示事項（記載例）」を更新【H1-6～39】

施工条件の明示について

1 土木工事の特性

土木工事は、他の一般消費財の生産とは異なり、現地屋外での工事が多く、また単品、受注生産方式であることから多くの特異性をもっている。したがって、土木工事の予定価格の算定に際しては、これらの生産条件の特性を十分理解しておく必要がある。また、土木工事は工事現場ごとに数々の制約条件(施工条件)をうけて実施され、工事施工の円滑化を図るためには、これらの施工条件を契約上明らかにしておくことが、きわめて重要である。

(ア)生産条件の多様性

土木工事は、河川、道路、ダム等、土木構造物が必要とされる現地屋外で工事が実施されるため、工事現場の気候、地質、地形、地下水、社会環境等の自然的・人為的条件の影響を著しく受けることとなる。また、その影響の要素も非常に多く、程度も広範囲にわたり、またそれらが互いに絡み合って複雑な条件をつくり出している。このため、工事現場の条件によって最適の工法、施工計画が異なり、同一構造物であっても、その施工価格が異なるのが通常である。

(イ)単品注文生産方式

土木工事は、目的物ごとに個別に設計されるため、一般的な商品生産のように、同一生産品を反復生産することはあり得ず、類似した施工条件に基づく工事の経験を積むことはできても、全く同一の施工条件の繰り返しはあり得ない。また、土木工事は注文生産であることから、一般的に生産時期や場所に関し、生産者(施工者)の意思は反映できないシステムである。このため、工場製品のように、既に商品が完成して所要の機能、品質、形状が確認され、それに投入した生産コストも把握されているものとは異なり、取引額が決まった後において、契約上定められている事項以外は、生産者(施工者)の裁量によって生産がなされるわけである。したがって、注文条件や生産途上での種々の事情、注文者との対応などによってコストは変わってくることになる。すなわち、物品等と異なり商品としての価値評価を、きわめて動的にとらえる必要がある。

(ウ)生産過程の不確定要素

土木工事は、前述のように、工事現場の自然的・人為的な複雑多種の制約条件(施工条件)をうけながら実施されるが、加えてこれらの施工条件が、工事の実施過程で絶えず変化し、当初、考えていた条件の変化はもちろん、予期せざる事態が発生することが、きわめて多い。しかも、あらかじめこれらの変化のすべてを明示しておくことは、実際には非常に困難である。したがって、これらの変化に臨機応変の態度で対応することが要求される。つまり、変化の前提となる諸条件をあらかじめ明示して、当初の契約上で明らかにしておくことが最も重要である。

(エ)現場条件の把握と施工計画策定の必要性

以上のような諸条件の下で、適正な施工を実施するためには、

- ① きわめて多岐にわたる目的物の品質、施工法の十分な知識を有したうえで、
- ② 工事ごとの多様な施工条件の調査、把握を十分に行い、
- ③ それらに見合った的確な工法を多数の工法の中から(場合によっては試行錯誤的に)取捨選択しなければならない。

これらのことが、積算の基礎となる極めて重要な事項となる。もちろん単価表の作成、共通仮設費・現場管理費等の計算といった狭い意味での積算実務も重要であるが、あまりにその面ばかりに注意が向けられると「木を見て森を見ず」といったことになりかねない。積算で、まず第一に重要なことは各工事ごとの現場条件にあった施工計画に基づいて、合理的な価格が設定されているかどうかということである。とくに、発注者側の積算担当者が、廉価な積算の方が批判を受けないなどの安易な理由から、適切な建設市場価格とはいえない特別な条件の価格を用い

たり、実現不可能な工法を積算上用いたために、結局工事途中で付近住民に多大な迷惑をかけることになる。また、完成した目的物に暇疵があるとか、耐久性に欠けるなど、いわゆる「安物買い」というような結果を招くようなことは決してあってはならないことである。したがって、当初発注にあたり施工条件を明示しておくことが必要となるのであるが、適切な施工条件の明示を行うためには、積算の作業に着手する以前に、現場条件の把握および施工計画の策定を的確に行うことが不可欠である。

2 施工条件と設計変更

土木工事は、きわめて複雑な施工条件の影響をうけながら実施される。しかも、これらが絶えず変化するというように、不確定要素がきわめて大きい。特に、工事途中で天候や湧水・地質など、設計上想定していることと異なる事象が発生した場合の条件変更に伴う設計変更は不可避的であるといえる。

また、そのために請負工事費についても変動する可能性が極めて高いということを、発注者・受注者とも十分認識しておく必要がある。

したがって、工事価格の適正な設定は、当初発注時のみでなく、工事期間を通して確保されていることが不可欠である。そのためには、施工条件の変化等に応じて、設計変更を的確に行うことが必要である。

しかし、この設計変更手続きは必ずしもスムーズにはいかない場合がある。なぜなら、①現場条件をすべて把握し、これを契約図書に記載することということは、条件が動的であるという要素もあり、きわめて困難である。②契約図書に明示されない事項は、基本的に受注者側の責任により実施しなければならない、と契約書に規定されていることなど、設計変更を行うための重要な事項の意味を発注者・受注者とも十分に理解していない場合があるからである。

したがって、このような条件のもとで、的確な工事を実施するために図面、仕様書等をいかに作成すべきか、すなわち、適正な価格を維持するために、いかに円滑に設計変更を行うための条件整備をどのようにしておくかということに特に留意しておくことが必要である。

また、受注者も一旦、契約されれば、①にかかわらず、原則として②が適用されることになるということを十分認識し、設計変更に係る契約書上の条項を十分検討のうえ、現場説明時での手続き事項等を有効に活用し、契約全体が円滑に進むよう心掛けることが今後、一層必要となるであろう。

3 明示項目及び明示事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7 設計工程上見込んである休日日数等作業不能日数。

用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。
周辺環境関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 2 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 3 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 4 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 4 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 5 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 2 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 2 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法。 3 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。
残土・産業廃棄物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件。 2 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処理場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。

その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 工事中資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡場所等。 3 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6 工事中電力等を指定する場合は、その内容。 7 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。
-----	---

4 その他

① 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。

土木工事は、前述したように不確定要素が多く、明示された施工条件について契約当初に明確にできないことや工事の実施期間中に起こるべき、すべての事柄を明示できない制約がある。

例えば、周囲の状況から、通常、予測できない軟弱地盤や転石の出現、または特殊なものでは有害ガスの噴出などもある。

一方、工事に関連する第三者のクレーム等は事前に調査し、諸対策を講じてもなお避けることのできない事柄である。このような場合においては、契約書の関連する条項に基づいて、甲・乙協議を実施し、適切な解決策を共同して、作り出すことが、きわめて重要である。

② 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により文書化すること。

施工条件については、設計図書で明らかにしたものを工事現場でなされる現場説明時に確認するが、その際、明示事項の不明確な部分について、応札者よりの質問ならびに回答は、施工条件明示の重要性にかんがみ、これらの質問回答を契約条件として位置付けるために、これを文書化することを求めたものである。

③ 施工条件明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないように表現上留意すること。

施工条件は、工事の種類や規模、内容に応じて千差万別であり、明示事項や明示事項についても一律なものではない。現行の契約制度は、甲・乙間の双務性の確保が要求されており、いたずらに契約条件を細かく規定することは、標準契約約款第1条に定めている請負者の自由な判断を損なうことにもなる。

また、最近の技術革新は著しいものがあり、効率的で安全性の高い施工技術を産み出している。

このような技術革新の成果は、工事の実施にあたって積極的に活用されることが期待されるので、施工方法や機械設備についての明示は、「あくまで性能や規格を中心とした明示とし、受注者が自由に工法や機械を選択できるようにこれからの施工条件の明示については、表現に注意することが望まれる。

- 「現場説明事項・施工条件明示事項」は例であり、別途必要な事項がある場合は、その都度現地機関において加筆修正・時点修正をして下さい。
- 今回改訂項目は朱書きで表示しています。また、削除項目は見消（青書き）しています。
- 「○○」等、空欄部分は、必要に応じて記入してください。
- 当該工事において不要な項目は削除又は見え消しを行い、該当しない旨を明確にしてください。

現場説明事項・施工条件明示事項（「記載例」）

長野県○○○建設事務所
平成○○年度 ○○○○○ 工事
（○）○○○線・川
○○○市町村 字 ○○○

工事の実施にあたっては、「長野県土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」）・「長野県土木工事施工管理基準」（以下「施工管理基準」）・「土木工事現場必携」及びその他指定された図書の記載事項、かつ以下の事項について施工条件とする。

また、「15 注意事項」に記載した内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。

1 工事内容

(1) 工事概要

工事概要は設計書表紙・内訳書のとおり。

(2) 工事関連資料

本工事箇所に関連する測量・設計委託の成果資料、及び地質調査等の報告資料は閲覧が可能である。また契約後は貸与も可能である。

(3) コスト縮減

常に意識を持ってコスト縮減に取り組み、設計に反映できるように努めること。

(4) 新技術・新工法・特許工法の指定

使用場所	工法	施工条件
—		

(5) 架設工法の指定

架設工	施工方法	施工条件
—		

(6) VE

当工事は契約後VEの対象工事である。

(7) 橋梁製作工

橋梁の製作工（高欄、伸縮装置、支承等の付属施設を除く）については、自社工場において製作して管理を行うこと。

(8) 歩掛条件

（全・一部）工種について下記条件により積算を行っている。

例1：本工事は、○○協会歩掛（○○部歩掛）を使用している。

例2：○○工、○○工及び○○工については、○○協会歩掛を使用している。

例3：○○工は、△△のため標準歩掛の1/2を計上している。

標準歩掛の補正が必要な場合は、その理由・補正根拠を明確に説明できるようにすること。

2 工期関係

(1) 標準工期契約

工期は雨天・休日等を見込み、着手の日から起算して〇〇日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。(工期は 年 月 日指定とする。)

但し、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

(2) 建設工事早期契約制度契約

工期は入札執行の日から 日間の猶予期間を除き、雨天・休日等を見込み 日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。(工期は 年 月 日指定とする。)

但し、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

(3) フレックス工期契約制度契約

工事着手選択可能期間は入札執行の日から 日間とし、雨天・休日等 日を見込み、工期は工事着手 日 から 日間とする。

なお、休日等には日曜日・祝日・夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。(工期は 年 月 日指定とする。)

但し、 については、 の理由により 年 月 日までに完成させること。

3 工事工程関係

(1) 現場の制約・条件

施工期間及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容

(保安林解除申請・埋蔵文化財事前調査・自然公園法施行承認申請・工事自粛期間・JR近接工事等)

(2) 地元・関係機関との協議

着工に当たって、下記の協議を関係機関及び地元住民と行うこと。

関係機関等	協議事項	内容	時期
			平成 年 月 予定

(地元耕作者・地区・水路管理者・公共機関・ライフライン事業者・JR等)

※なお、協議結果は施工計画書又は工事打合せ簿(様式任意)に記載し提出すること。

(3) 近接・競合工事

本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期・工事内容等	影響箇所	備考
	工区	平成 年 月 日		

(4) 安全協議会

当該工区においては、安全協議会を設立し工事連絡調整を行っているため、これに加盟し、事業全体の進捗調整に協力すること。

(5) 部分供用

下記箇所(区間)については部分供用を予定しているため、これに合わせ工程を調整すること。

部分供用場所	時期	条件
No ~	平成 年 月 日から	

4 施工計画

(1) 施工体制台帳に記載を求める下請契約における県内企業の採用について

県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、「下請契約における県内企業の優先採用

に関する特記仕様書（別紙－５）」に基づく取り組みを推進するものとする。

(2) 施工計画書

- ・ 共通仕様書 1-1-6（施工計画書）に基づき、設計図書、及び現場条件等を考慮し、現場での工事等の着手前に「施工計画書」を作成し提出すること。
- ・ 施工計画書の作成にあたっては、「土木工事現場必携」を参考とすること。
- ・ 工事内容に重要な変更が生じた場合（変更内容指示時点または変更契約時点）は、「変更施工計画書」（当初施工計画書を修正）を当該工事着手前に作成し、提出すること。

(3) 施工体制に関する事項

受注者は、適切な施工体制を確保し、下請負人を含む工事全体を把握して運営を行うこと。特に社会保険への加入については、建設業の人材確保において重要な事項であることを踏まえ、自社はもとより、すべての下請について加入状況の確認を行うこと。

施工体制の適正な確保に関して作成する書類は、施工計画書に添付することとするが、別途提出としても差し支えない。

【施工体制に係る工事書類等】

- ① 契約書第 7 条に基づく「下請負人通知書」
- ② 「施工体制台帳」、「施工体系図」（「再下請通知書」含む。下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）
- ③ 下請負契約書、再下請け契約書の「写」（下請契約の請負代金の総額にかかわらず作成）

注) 施工体制台帳作成対象としての下請負人の判断

事 例	施工体制台帳記載の有無 下請負人に関する事項、再下請通知書、 下請契約書写、施工体系図、 下請負人通知書含む	主任（監理）技術者の配置の有無
交通誘導員、ガードマン	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要。ただし指定路線は資格者必要
産業廃棄物処理業者	台帳記載及び契約書写しを添付	技術者の配置不要
ダンプ運転（1人親方のダンプ運転手）	①個人事業主として建設会社と契約した場合、台帳記載 ②建設会社に車持ちで勤務し、建設会社と雇用関係にある場合は台帳記載不要	技術者の配置不要
1日で完了する請負契約、少額な作業・雑工・労務のみ単価契約および請負契約	業者間の契約が建設工事である場合は請負契約のため台帳記載	
クレーン等の重機ホークを機械と一緒にリース会社から借り上げる場合	台帳に記載する	
他の建設会社から応援者を借り上げる場合	①応援者を提供した会社と応援者を借上げた会社が請負契約を締結した場合は台帳記載 ②応援者を借上げた会社が臨時雇用するなどして、その応援者と雇用関係にある場合は、台帳記載不要	技術者の配置不要

(4) 関係機関への届出等

- ・ 工事市町村への「工事届」
- ・ 労働基準監督署への「建設工事計画届」、「機械等設置変更届」
- ・ 公安委員会への「道路使用許可申請」
- ・ 建設事務所への「道路通行制限願」

- ・ 河川内作業における漁協との工事打合せ簿等の「写」

5 用地・補償・支障物関係

(1) 未買収地

本工事に必要な用地のうち一部未買収地は下記のとおり。買収次第発注者から通知をする予定。

未買収地位置	面積	特記事項
	約 m ²	

(2) 補償工事（給水用の仮配管等）

給水場所	取水箇所	方法	条件

(3) 工事支障物の処置（地下埋設物・地上物件等）

本工事区間の支障物件の処置を下記により予定しているの、工事着手前に管理者立会のもと、試掘等の調査を実施し処置方法等について協議すること。

なお、工は、重複して施工するので 月 日までに施工すること。

支障物件	管理者	位置	処置方法(見込)	処置時期
				平成 年 月

(4) 工事に用借地

本工事に必要な用地のうち、発注者で借地する箇所及び期間等は以下のとおり。

借地目的	借地場所・面積	項目	借地条件等（中止期間・契約見込）
作業ヤード	No 付近	借地期間	平成 年 月 日 ～ 月 日
	約 m ²	使用条件	但し、 借地を指定する場合は、詳細を明示する
		復旧方法	
		特記事項	
仮設道路	No 付近	借地期間	平成 年 月 日 ～ 月 日
	約 m ²	使用条件	但し、
		復旧方法	
		特記事項	

- ・ 上記以外に必要な借地及びこれに伴う諸手続は、受注者側で対応する。
特に、「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課・市町村・農業委員会等と調整すること。
- ・ 借地等は原形復旧を原則とし、所有者及び管理者等と立会のうえ、借地期間内に返還まで完了すること。
- ・ 借地等の復旧箇所は、着手前の状況を写真や測量成果等で記録すると共に、境界杭や構造物の移転は引照点等を設けるなど適切な管理を行い、地権者等の立会で了解を得たうえで着工すること。

6 周辺環境保全関係

(1) 環境への配慮

当工事は「環境配慮指針」の適用工事とする。

(2) 大気への配慮

建設機械・設備等は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。（別紙－2－1）

(3) 公道への配慮

現場から発生土等を搬出する際には、運搬車両等の付着土砂を確実に除去してから一般道を通行すること。また、一般道が当工事による原因で破損及び汚れた場合は、受注者の責任に

において処理すること。

(4) 過積載の防止

- ・ 県が定める過積載防止対策に沿って必ず対策を行うこと。
- ・ 取引業者から購入する各種材料(生コン・As・骨材等)や下請業者についても、過積載防止対策の範囲とする。
- ・ 対策について、「施工計画書」の施工方法に具体的に記載すること。
- ・ 工事現場において過積載車両が確認された時は、速やかに改善を行うと共に発注者にその内容を報告すること。
- ・ 実施した過積載防止対策については、点検記録・写真等を整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(5) 排水への対応

本工事施工に伴う排水については、関係法令を遵守し、自然環境等へ悪影響を及ぼす事のないよう沈殿処理・PH管理等、適正に処理し、特に指示のある場合を除き近傍の公共用水域又は排水路等に排水する。また、排水路等は、常に適切な維持管理を行い、従前の機能を損なわないようにすること。

対策項目	処理施設	処理条件	特記事項
濁水対策			
湧水対策			

(6) 第三者災害への対応

本工事の一部区間においては、施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼす事が懸念されるため、下記の調査費を計上している。それぞれの特記仕様書により実施し、その結果を報告すること。

なお、現地の状況等により調査範囲の変更の必要性が認められた時は、監督員に協議のうえ実施すること。

調査項目	調査数量・範囲	仕様
家屋調査(事前)	軒	家屋事前調査業務標準仕様書
地下水観測	箇所	特記仕様
騒音調査	No ~ 間	特記仕様
振動調査	No ~ 間	特記仕様
地盤沈下調査	No ~ 間	特記仕様
電波障害	No ~ 間	特記仕様

特に、住宅近接地域での騒音・振動等及び水田や畑への排水の流出等については、公害防止対策を事前に十分検討すると共に、問題が生じた場合は速やかに対処すること。

地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないように掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は、公衆災害防止処置を直ちに講じると共に速やかに監督員に報告し、その後の対応にあたること。

現場周辺の井戸は、位置を確認し監督員と協議のうえ、必要に応じ水質の監視を行うこと。これは設計変更の対象とする。

7 安全対策関係

(1) 安全教育・研修・訓練

- ・ 工事現場では、共通仕様書 1-1-37 に基づき労働災害及び公衆災害防止に努めると共に、全作業員を対象に定期的に安全教育・研修及び訓練を行うこと。
- ・ 安全教育等は工事期間中月 1 回(半日)以上を実施し、この結果を工事日誌へ記録するほか、工事写真等に整理・保管し、監督員等に求められた場合は、提示すること。また、竣工検査時には必ず提示すること。

(2) 安全施設

現場出入口の管理は、伸縮ゲート等を用い施錠が可能な構造とすること。

(3) 交通管理

① 交通誘導員

- ・ 本工事における交通誘導員は、下記の配置を計上している。
- ・ 近接工事等で交通量が著しく増減した場合や、道路管理者・警察署等からの要請又は現場条件に著しい変更が生じた場合及び、当初設計で予定している施工方法に対し違う方法となった場合を除き、原則として設計変更の対象としない。

工種	配置員数	施工時間	備考
交通誘導員B	人	昼・夜	

配置総人数を明示す

- ・ 受注者が交通誘導業務を他人に委託する場合は、受託者は警備業法第4条の規定により公安委員会から警備業の認定を受けた者であること。
- ・ (国)〇〇号においては、長野県公安委員会告示第8号(平成18年12月4日)により交通誘導警備業務を行う場所ごとに一人以上の1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置して実施すること。

② 交通安全施設

- ・ 仮設ヤード^①回りは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
- ・ 車道部分に接し車両等が飛び込みの恐れのある場合は、ガードレール・視線誘導板・回転燈等を設置すると共に、特に夜間の安全対策に配慮すること。

③ 交通規制

- ・ 規制箇所は袋小路にならないように計画し、規制期間を極力短くすること。
また、行事等の時期を把握して地元の希望に沿う規制方法をとすること。

(4) 掘削法面

- ・ 斜面下部を切土する場合は、切土施工単位10~20mを原則とするが、現場の状況で、これによりがたい場合は必要な安全対策を講じるとともに、切土面を長時間放置することがないようにすること。
- ・ 「掘削法面の伸縮計設置要領」により必要な対策を講ずること。
- ・ 現場内には、雨量計を設置のこと(簡易なものでも可)。
- ・ 掘削法面上部は定期的に点検し、クラックの発生等、地山の状態を常に把握しておくとともに、いつ崩壊があっても退避できる体制を取っておくこと。特に掘削高さ10m以上の法面下の工事、地すべり崩壊地滑落崖下等の工事では十分注意すること。

(5) 土石流対策・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・雪崩対策関係の工事

- ・ 「砂防等工事における安全の確保について」(平成11年3月土木部砂防課資料)により、現場状況・工事内容を踏まえた安全対策を検討し、「施工計画書」で避難訓練、避難場所・経路等を含めた警戒避難体制及び安全対策を協議、実施すること。
- ・ 崩壊・地滑りから作業員の安全確保のため、技術管理費に伸縮計を〇基計上してある。なお、安全対策としてその他に必要な各種センサー等の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

(6) 換気設備

有害ガス・酸素欠乏等の対策として、安全費に__工を__基計上してある。なお、安全対策として特別に必要な換気設備等の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

(7) 各種センサー

崩壊・地滑り等から作業員の安全確保のため下記のとおり技術管理費に計上している。

各種センサ-	設置場所	設置数	施工時間	備考
	〇〇	基		

なお、上記の費用は、協議のうえ必要に応じて設計変更の対象とする。

[参考]

1) 建設現場における警戒避難雨量の設定

- ・ 河川内工事、またそれ以外の工事においても出水や土石流による被災が予想される箇所について

ては、雨量計及び長野県河川砂防情報ステーション

(ホームページアドレス <http://www.sabo-nagano.jp/dps>) 等による気象情報を入手するとともに、警戒避難雨量を設定し、現場内の安全に万全を期すこととする。

【警戒避難雨量例：連続雨量 75mm、24 時間雨量 60mm、1 時間雨量 15mm】

※上記雨量は標準的な基準値であり、各現場毎条件を勘案し、必要な場合は別途基準雨量を設定して対応すること。

- ・ 連続雨量とは降雨中断が 24 時間以内の総雨量をいう。
- ・ 雨量が各警戒避難雨量に該当したら、工事を中断し避難をすること。
- ・ 降雨等により、地すべりや土石流の発生が予想され避難するときは、下流住民にもその旨を周知徹底すること。

2) 土石流に対する安全対策

河川内工事、またはそれ以外の工事においても、土石流の達する恐れのある現場では共通仕様書 1-1-37 の 17 の規定に基づき、工事内容を踏まえた安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。特に、下記の項目について、施工計画書に記載すること。

なお、安全対策に別途必要となる費用は協議により設計変更の対象とする。

【現場の状況】

項目	調査数量	流域の状況
1 溪流調査	溪流勾配が15° 以上となる地点及び最急溪床勾配	
2 溪床状況	土砂の状況	

3 流量面積	溪床勾配15° 地点より上流の流域面積 (発生流域面積)	
4 土石流	過去に発生した土石流、崩壊の有無	
5 亀裂・滑落崖	新しい亀裂、滑落害の有無	

3) 降積雪期の建設工事における安全確保

工事期間が冬期間の施工である現場においては、降積雪期であるため、雪崩、土石流の発生が予想される。そのため、下記事項に留意する他、「雪崩等災害防止対策要領(案)」、「積雪期における土木工事安全施工技術指針(案)」により工事の安全対策等を検討し、施工計画書に記載すること。

- ・ 雪崩、土石流等に対する安全対策の点検。
- ・ 積雪深、融雪量、気温等の観測及び大雪、雪崩注意報等の気象状況の把握。
- ・ 作業着手前、作業中の安全巡視。
- ・ 気象変化時における安全パトロールの実施。必要に応じた見張員の配置。
- ・ 警戒避難雨量基準等に基づく工事中止の徹底。

8 仮設工関係

(1) 工事用道路

公道及び私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理及び安全管理を十分に行い、事故や苦情の原因とならないようにすること。また、使用中に道路及び附属施設を破損した時は、受注者の責任において速やかに原形復旧すること。

(2) 仮設工設置期間

仮設工は撤去を原則とするが、仮設土留工・仮橋・足場等のうち、次表(設計書)に明示した部分は撤去しなくても良いこととする。なお、現場条件により周囲の構造物等に影響を与えることが判明した場合は、撤去方法について協議をすること。

受注者に起因する工期延長等に伴う仮設材の費用は、原則として設計変更しない。

仮設工	内容	期間	条件等

本工事の足場については、原則として平成21年3月2日付け厚生労働省令第23号にて厚生労働省から公布された「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」による、手すり先行工法を採用するものとする。

(参考)「手すり先行工法に関するガイドライン」

<http://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-50/hor1-50-15-1-3.pdf>

(3) 任意仮設

次の設備については、任意仮設とする。受注者は、明示された条件に基づき、自主的に工法を選定し、構造設計等必要な検討を行い施工するものとする。なお、明示した条件の変更がない限り変更の対象としないものとする。

仮設物・仮設備名	設計条件	制約条件	留意事項
仮締切工	瀬追工、対象流量 $0\text{m}^3/\text{s}$ 水替工	買収地内で行う	
工事用道路	$W=0.0\text{m}$	借地内で行う	竣工後原型復旧
足場工	構造物法面 $1:0.0$		敷鉄板の面積・日数 敷砂利の面積・厚 等の積算条件は記載しない
支保工			
特殊養生工	特殊養生工あり		工法、支保耐力 等の積算条件は記載しない

養生方法、数量
等の積算条件は記載しない

(4) 指定仮設

仮設物・仮設備名	内容・条件	特記事項
仮設工事用道路工	$L=00\text{m}$, $W=0.0\text{m}$	詳細は設計図書による
仮設土留工	鋼矢板IV型 $L=0\text{m}$, $N=0$ 枚	詳細は設計図書による

(5) 附帯工

附帯工の範囲は管理者との立会・協議により決定する。

指定仮設の場合は詳細を
記載する

9 使用材料関係

(1) 材料の承認

・工事で使用する材料は、「材料承認願」で承認を得るが、一括承認済の資材等については承認願の提出は不要である。一括承認については発注機関がホームページ等で周知している。

(2) 生コンクリート

・使用材料の品質管理のため、配合計画書の内容を確認し、監督員に提出することとする。
・水セメント比について明記のない場合は、下記のとおりとする。

<鉄筋コンクリート> $W/C=55\%$ 以下

<無筋コンクリート> $W/C=60\%$ 以下

<無筋コンクリート> (耐久性を要しないもの) $W/C=65\%$ 以下

(3) アスファルトコンクリート

・基準密度等の品質管理のために、必ず配合報告書を提出することとする。
・材料について明記のない場合は、「再生加熱アスファルト混合物の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の承認を得なければならない。
・再生加熱アスファルト混合物は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、リサイクル材配合率は、 50% 以下とし、含有率(%、重量比)を記載した、「再生加熱アスファルト混合物 材料承認申請 提出表」を提出すること。

(4) クラッシャーラン

・材料について特記のない場合は、「再生砕石等の利用基準」によるものとし、事前に使用材料の承認を得なければならない。
・再路盤材に使用する再生砕石(RC-40)は、舗装再生便覧の規定に適合したもので、所要の品質を得るため必要に応じて加える補足材は、必要最小限度とし、含有率(%、重量比)を記載し

た「再生砕石等 材料承認申請 提出表」を提出すること。

(5) 県産木材

- ・ 工事に使用する木材は原則として県産木材を使用することとし、共通仕様書材料編 2-4-1 により、取り組みを推進するものとする。施工計画書提出時に、県産木材の素材供給段階における長野県産土木用材産地証明書発行基準（別紙－4）に基づく産地証明書等により監督員の確認を受けること。また、竣工書類に産地証明書等を添付すること。
- ・ 供給困難等の理由により、県産木材を使用できない場合は別途協議とする。

(6) 県内産資材

- ・ 県内企業の振興や地域経済の活性化を図る観点から、建設資材の県内産優先使用に関する規定、共通仕様書材料編 2-13-4 により、工事材料の選定にあたっては、県内産資材で規格・品質等を満たす材料を優先使用する取り組みを推進するものとする。

① 県内産資材の優先使用に努めること

② 工事中資材の調達を極力県内取り扱い業者から購入すること

③ 県外産資材を使用する場合は、「県外産資材使用報告書」を提出すること

- ・ 県内産資材を使用しない理由欄の記載は、原則として県内産資材による施工ができない技術上の理由とし、必要に応じて理由が確認できる資料を添付すること。

(7) その他

- ・ 生コンクリート及びアスファルトの単価については、当初設計では夜間割り増しを見込んでいないが、プラントとの打ち合わせにより協議のこと。

10 発生土・廃棄物・再生資源関係

共通仕様書 1-1-23 第 3 項に規定される、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること

(1) 建設副産物の処理に関する事項

- ・ 本工事は建設リサイクル法対象工事であり、契約締結前に法第 12 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対し説明書の提出をもって事前説明を行うこと（様式は土木工事現場必携参照）。
- ・ 本工事において生じる建設発生土及び産業廃棄物等の処分は、下記の条件を想定して処分費・運搬費を計上している。
- ・ 建設副産物処理費は、施設毎の処理費と運搬費の合計が最も経済的な処理施設を選定している。また、受注者においても、建設リサイクル法第 5 条の主旨に準じ建設副産物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めること。
- ・ 建設資材廃棄物は、建設リサイクル法 9 条に則りその種類ごとに分別すること。
- ・ 発生物のうち ― は、本工事の ― に使用するので、施工方法等を協議すること。
また、発生物のうち ― は、他工区に使用するため現場内で引渡すので関係者や外部進入者等に危険とならないように保管すること。
- ・ 工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、受注者が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有し、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、「(5) 建設副産物の運搬・処理」によるが、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認及び、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われることを確認する措置等について、施工計画に定めること。
- ・ 「長野県産業廃棄物 3 R 実践協定（平成 25 年 4 月 1 日名称変更）」締結事業者（排出事業者）にあつては、本工事における「産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理に関する自主的な取組状況等」について施工計画に定めること。

(2) 建設発生土に関する事項

引渡場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
〇〇市△△地先	指定	〇 km	別添地図参照

処分地を変更する場合は、発注者と協議を行うこと。なお、受注者の都合により処分先を

変更した場合は、原則として設計変更しない。

(3) 特定建設資材に関する事項（建設リサイクル法）

- ・受注者は、発注者から「通知書」の「写」を受け取ること。
- ・受注者は、下請負がある場合は下請負業者に対し「通知書」の「写」を添付して「告知書」にて告知すること。
- ・再資源化等が完了した時は、発注者に「再資源化等報告書」にて竣工時に報告すること。

種 別	処分条件	備考
アスファルトコンクリート塊	再利用	数量は設計書記載のとおり
セメントコンクリート塊	無筋C○	再利用
	鉄筋C○	再利用
	二次製品	再利用
建設資材木材		

※排出する対象物が設計寸法と異なる場合は、発注者と協議すること。この際、寸法等を確認できる資料を提出すること。

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針 H22 環境省）

種 別	処分条件	備考
木くず(抜根・伐採材)	再利用	数量は設計書記載のとおり
汚泥		
その他（金属くず他）		

※積算に用いる木くず処理量の体積 — 重量換算は、実施設計単価表に記載される換算係数を用いる。なお、体積(m³)での確認となる場合は、体積を確認できるよう1台毎写真管理すること。

(5) 建設副産物の運搬・処理

- ・建設副産物を運搬・処理・処分業者に委託する場合は、廃棄物処理法に基づく委託基準に従い、書面による委託契約を必ず締結すること。
- ・廃棄物の運搬・処理・処分を業とする「許可証」を確認し、その「写」を工事資料に添付すること。
- ・下請負業者が建設副産物の運搬・処理・処分を行う場合でも、下請負契約とは別に委託契約を締結すること。
- ・「マニフェスト（産業廃棄物管理票）」により適切に運搬・処理・処分されているか確認を行うと共に、「マニフェスト(A・B2・D・E表)」の「写」と再資源化施設・最終処分場との関係を示す写真を整理・保管すること。土木工事現場必携を参照し、マニフェストの写し及び廃棄物種類ごとの一覧表を竣工書類に添付すること。
- ・受注者は施工計画書に以下の事項を記載する。

処理方法※	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (業者)	業者名				
	住所				
運搬委託先 (委託の場合)	業者名				
	住所				
その他	資源化の 方法など				

(施工計画提出時に必要な書類等)

- ・処理先の許可書の写し及び収集運搬業者の許可書の写し（収集運搬を委託する場合）
- ・受注者と処理又は運搬業者との契約書の写し（施工体制台帳に添付する）
- ・処理業者の所在地及び計画運搬ルート
- ・下請けがある場合は、告知書の写し

(6) 再生資源の利用促進

- ・ 工事目的物に要求される機能を確保し、再生資源の利用に努めること。また再資源化施設の活用を図ることにより、再生資源の利用を促進すること。
- ・ 再生資源の利用促進への取り組み方針、再生資材により設計されている工事材料の選定、施工等、及び、工事に使用する再生資材の選定、施工等について施工計画に定めること。

(7) 再生資源利用等実施書の提出

- ・ 施工計画書提出時に、「再生資源利用計画書」・「再生資源利用促進計画書」を作成し提出すること。
- ・ しゅん工時に、「再生資源利用実施書」・「再生資源利用促進実施書」を作成し提出すること。
- ・ 作成は指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力された電子媒体（FD、CD、電子メール等）を添付すること。
- ・ 対象は量の多少にかかわらず、建設副産物が発生する工事の全てとすること。

(8) 処分量の確認

建設副産物の処分量を確認するため、監督員から請求書、伝票等の提示を求められた場合は応じなければならない。

1 1 薬液注入関係

(1) 薬液注入工

調査地点・地下水位・地質等に著しい変動がある場合を除き、原則として設計変更しない。

〔注入材・注入量〕

セメント乳液	水ガラス系		水ガラス系（瞬結）		工法
	懸濁型	溶液型	懸濁型	溶液型	
kl	kl	kl	kl	kl	

〔観測井の本数〕

	ホーリング長（m）							
	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m	H= m
設置本数	本	本	本	本	本	本	本	本
撤去本数	本	本	本	本	本	本	本	本

〔水質調査〕

水質調査	試験項目	分析回数	備考
	Ph	回	
	過マンガン酸消費量	回	

(2) 工事の留意事項及び施工計画書への記載

特に下記について、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう入念な施工管理を行うこと。

- ・ 薬液注入プラントからの流出防止対策
- ・ プラント洗浄液の流出防止及び中和対策
- ・ 路面からの流出防止対策

以上の対策の具体的内容については、施工計画書に記載すること。

1 2 品質・技術管理関係

(1) 建設資材の品質記録

発注者が指定した土木構造物の建設材料については建設資材の品質記録を作成し、工事完了時に提出すること。

(2) コリンズへの登録

- ・ 請負代金額 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS・一般財団法人日本建設情報総合センター）を活用し、「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた後、直ちに登録を行い、発行された「登録内容確認書」の「写」を監督員に下記により提出すること。
- ・ 受注時登録の提出期限は、契約締結後 10 日以内とする。
- ・ 完了時登録の提出期限は、しゅん工検査日までとする。
- ・ 施工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から 10 日以内とする。

(3) 建設資材の試験

コンクリート圧縮試験及び鉄筋引張試験等は、原則として公益財団法人長野県建設技術センター試験所にて行うこと。

また、コンクリートの供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインした供試体確認版を入れること。なお、供試体確認版は、「QC版」と「品質証明シール」から選択できるものとする。

(4) コンクリートの品質管理

①コンクリート担当技術者の配置

- ・ 50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示すること。
- ・ 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

②責任分界点からの品質管理

受注者は、責任分界点から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託する場合は、その全てに立会うこと。

③コンクリート品質管理基準

コンクリートの品質管理は「施工管理基準」によるものとするが、コンクリートの打設量が50m³以下の場合については、施工時の圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の場合は次のとおりとする。

試験名	工種	コンクリート種類	回数	特記事項
スランプ				
空気量				
塩化物総量				
圧縮強度				
その他				

④生コン納品書(伝票)

生コン納品書は、しゅん工成果品として提出すること。

納品書には、工場発時間・現場着時間及び打設完了時間を記入すること。

⑤コンクリートの養生

発熱等によるひび割れ防止のため、「共通仕様書」の規定に従い、散水養生等を適切におこなうこと。

(5) 電子データの製作・縮刷版の製本

技術管理費には、トンネル・橋梁・砂防・その他以下に指定した構造物の設計に関する資料を整理保管するため、当該資料の電子データ(2組)の製作費と縮刷版(3部)の製本費が含まれているので、作成の上、しゅん工検査時に提出すること。

工種名	構造物名	備考

(6) 技術交流

受注者は、発注者、各種業務受託者とともに現場踏査、技術交流、意見交換を行う「岩盤崩壊危険箇所工事に係る技術交流等実施要領(H17.1.20土木部長通知)」による「技術交流」を行い、設計内容や地質条件を十分に把握し、安全かつ適切な施工を行うこと。なお、この「技術交流」に要する経費は技術管理費に計上している。

(7) 管理図または度数表・ヒストグラム

出来形及び品質管理について、管理図または度数表・ヒストグラムを作成し、竣工書類に添付すること。

(8) 六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験

【参照(国土交通省ホームページ)：<http://www.mlit.go.jp/tec/kankyoku/kuromu.html>】

本工事は、「六価クロム溶出試験」及び「タンクリーチング試験」の対象工事であり、下表のとおり試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。

試験名	対象工種名	検体数
六価クロム溶出試験	〇〇工（例：地盤改良工、セメント安定処理工等）	計△△検体
タンクリーチング試験	〇〇工	計□□検体

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

1.3 ワンデーレスポンス

- (1) この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
- (2) 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するなど、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現することである。ただし、即日回答が困難な場合は、回答が必要な期限を受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなどの回答を「その日のうち」にすること。
- (3) 受注者は計画工程表の提出にあたり、工事の進捗状況等を把握できる工程管理の方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

1.4 その他

(1) 各種調査・試験への協力

「共通仕様書」1-1-17 に基づき、発注者が自ら又は発注者が指定する第3者が行う下記の調査・試験等に対して、請負者は協力すること。

① 公共事業労務費調査

受注者は正確な調査が行えるように、労働基準法に従い就業規則を作成すると共に、賃金台帳を調整・保存する等、雇用している現場労働者の賃金・時間管理を適切に行うこと。

また、工事の一部を下請負契約する場合、当該下請負工事の受注者も同様の義務を負う旨を定めること。

② 諸経費動向調査

③ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

④ 施工形態動向調査

調査対象になった工種には、発注者から通知すると共に、技術管理費に当該調査に関わる調査費用を計上する。

(2) 構造改善

建設現場における福祉の改善や労働時間の短縮、又は建設産業への理解を深める事業の実施などの構造改善対策にも配慮すること。

(3) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

① 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。

② 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。

③ 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。

④ 不当介入により工期の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の要請を行うこと。

(4) 遵守事項

「指導事項」（別紙-3）を遵守すること。

(5) しゅん工検査における複数検査員及び複数日検査への協力

しゅん工検査において、検査補助員を配する検査あるいは複数日の検査となる場合は、検査に協力すること。

(6) 抜き打ち検査

長野県建設工事抜き打ち検査要領（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づき、建設工事の抜き打ち検査が会計局検査課で実施された場合、受注者は受験体制を含め検査員の指示に従うこと。

(7) 指導監査

長野県建設工事指導監査要領（平成 15 年 4 月 1 日制定）に基づき、会計局検査課で施工途中において指導監査を実施する場合、受注者は受験体制を含め検査員の指示に従うこと。

(8) 不正軽油撲滅対策

軽油を燃料とする車両及び建設機械等には、ガソリンスタンド等で販売されている適正な軽油を使用すること。

県庁税務課及び各地方事務所税務課がおこなう燃料の抜き取り調査等に協力すること。

1 5 注意事項（特記仕様）

(1) 変更請負額

設計変更に伴い算出する請負額は、次式による請負比率により算出する。

$(\text{変更請負額}) = (\text{変更設計額}) \times (\text{請負額}) / (\text{設計額})$ （千円以下切り捨て）

(2) 工事しゅん工書類簡素化基準

共通仕様書 1-1-26 に定める工事しゅん工書類に関する簡素化出来るものについては、「工事しゅん工書類簡素化基準（H21.6.1）」によることとする。

(3) 電子納品

電子納品にあたっては、「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び以下によるものとする。なお本県の準用する国土交通省の要領等は【別記 1】のとおりであり、適用世代に留意のこと。

A) 当工事は電子納品対象工事とするので、【別記 2】の特記仕様書により実施すること。

B) 当工事は電子納品推進事業案件とするので、【別紙 1】の特記仕様書により実施すること。

C) 当工事は電子納品試行案件とするので、【別記 4】の特記仕様書により実施すること。

その他、各工事現場において、「特記」することを以下に記入する。

(4) 特記事項

1 6 創意工夫・社会性に関する実施状況の提出について

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

創意工夫・社会性等の具体的内容がある場合は、別紙-1「創意工夫・社会性に関する実施状況」及び、「説明資料」を提出すること。なお、用紙サイズは A4 版とする。

1 7 質問回答について

公告文を参照すること。

1 8 情報共有システム実証実験

(1) この工事は、情報共有システム実証実験の対象工事である。

実証実験の実施は、契約後、受発注者間の協議により決定するものとする。

(2) 利用システムは、「長野県情報共有システム機能仕様書（案）」を満たすものから、受注者が選択し、事前に監督員の承認を得るものとする。

(3) システム利用に要する費用は、受注者の負担とする。

(4) 受発注者は、実証実験によりシステム利用の習熟を図り、システムを積極的かつ効果的に活用できるよう配慮する。

(5) 実施内容は以下のとおりとし、通常的手段（文書の受け渡しや印鑑による決裁等）に代えて、極力システムを利用する。また、受発注者および検査員は、協力して電子検査の円滑な実施に努める。

- ① 受発注者間の書類の受け渡し
 - ② 決裁
 - ③ 承認、承諾、指示
 - ④ 確認、検査 等
- (6) 提出媒体（電子納品、紙納品）は、予め受発注者で協議（着手前協議チェックシート（工
用）の利用可）の上決定し、二重納品とならないよう努める。
- (7) しゅん工後、アンケートへの回答に協力する。
- (8) 本工事に使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。
- ① 最新のウイルス対策ソフトを導入する。
 - ② OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
 - ③ ウィニー等のファイル交換ソフトを導入しない。

長野県情報共有システム機能仕様書(案)

(目的)

第1条 長野県では、情報共有システム（以下「システム」）運用にあたり、システムに悪い影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図る必要がある。

このため、長野県情報共有システム機能仕様書(案)（以下「本仕様書(案)」）では、システムに必要な機能や条件を定め、適正なシステムの運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書(案)は、長野県が採用するシステムに適用する。

(システム機能要件)

第3条 情報通信技術（ICT:Information and Communication Technology）を活用し運用するシステムは、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 平成23年3月版（Rev. 3.0）」（平成23年3月 国土交通省）に規定する機能要件のうち、以下の機能について満たすものとする。

- ① 工事基本情報管理機能
- ② 掲示板機能
- ③ スケジュール管理機能
- ④ 発議書類作成機能
- ⑤ ワークフロー機能
- ⑥ 書類管理機能
- ⑦ 工事書類等出力機能

2 また、以下についても満たさなければならない。

- ① インターネットを介し受発注者が利用できるASP（Application Service Provider）方式であること。
- ② クライアントのOSは、WindowsXP(SP3)以上とすること。
- ③ システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ④ 県が公開している土木工事様式は、Web形式で入出力できること。
- ⑤ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ⑥ システム操作時の反応速度が適切であること。
- ⑦ 機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。
- ⑧ システム（サーバ等含む）の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。
- ⑨ システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。
- ⑩ 他の公共団体の使用実績を1年以上有するものであること。

(別紙-1)

創意工夫・社会性に関する実施状況

工事名	平成〇〇年度 〇〇	工事	請負者名	〇〇建設
項目	評価内容	番号	提案内容	
□創意工夫	□現場での対応（施工）		<input type="checkbox"/> 災害等での臨機の処置 <input type="checkbox"/> 施工状況（条件）の変化に対応した自発的提案	
	□準備・後片付け（施工）		<input type="checkbox"/> 測量・位置出し	
	□施工関係（施工）		<input type="checkbox"/> 施工に伴う機械、器具、工具、装置類の工夫 <input type="checkbox"/> 二次製品、代替製品の利用の工夫 <input type="checkbox"/> 施工方法の工夫 <input type="checkbox"/> 施工環境の改善 <input type="checkbox"/> 仮設計画の工夫 <input type="checkbox"/> 施工管理、品質向上の工夫	
	□施工管理関係（施工）		<input type="checkbox"/> 盛土締固、杭の施工高さ等施工上の工夫 <input type="checkbox"/> 写真管理の工夫 <input type="checkbox"/> 出来形・品質の計測、集計・管理図等の工夫 <input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフトの活用 <input type="checkbox"/> 電子納品に対する積極的な取組	
	□品質関係（品質）		<input type="checkbox"/> 集計ソフトの活用 <input type="checkbox"/> 使用材料、施工方法、出来形、品質確保の工夫	
	□安全衛生関係（安全）		<input type="checkbox"/> 安全施設・仮設備の配慮・工夫 <input type="checkbox"/> 安全教育・講習会・パトロールの工夫 <input type="checkbox"/> 作業環境の改善 <input type="checkbox"/> 交通事故防止・被害軽減対策・交通確保の工夫 <input type="checkbox"/> ゴミ減量化、アイトリンクストップ等地球環境への工夫	
□その他		<input type="checkbox"/> リサイクル推進 <input type="checkbox"/> 生産性向上の取り組み <input type="checkbox"/> その他		
□社会性等 (地域社会や住民に対する貢献)	□地域への貢献等		<input type="checkbox"/> 地域の自然環境保全、動植物の保護 <input type="checkbox"/> 作業現場の周辺地域との調和 <input type="checkbox"/> 地域住民とのコミュニケーション <input type="checkbox"/> ボランティア活動への積極的な参加 <input type="checkbox"/> その他	

創意工夫・社会性等に関する実施状況 説明資料

工事名		番号	
項目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

○作成にあたっての注意事項

本実施状況の提出は、創意工夫、社会性それぞれ7項目を上限とする。

【別添様式】について

1. 該当する項目に□に、レ点マーク記入。
2. 該当項目以外にも評価できる内容がある場合には、その他として項目を設けるものとする。
3. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。
4. 提案内容1件毎に番号を付し、説明資料の右上に対応する番号を記入する。

「説明資料」については、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

(別紙－2)

排出ガス対策型建設機械について

本工事においては、(表－1)に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型建設機械の使用を原則とする。

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度募集課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

(表－1) 排出ガス対策型建設機械を原則使用とする機種

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発電発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット (以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの； 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、前回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 (<u>閲覧設計書等で2次基準値と表示している機種については、2次基準値を標準とする工種である。</u>)

指導事項

(1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。

(2) 建設工事の適正な施工の確保について

一 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）及び公共工事の入札契約の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。

二 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）を配置すること。

なお、主任技術者または監理技術者の専任を要しない期間の留意事項は、以下のとおりとする。

【現場施工に着手する日が確定している場合】

・請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

・請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて決める。

・工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付けのみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

三 受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法第15条第2号イに該当する者又は同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、監理技術者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、監理技術者の写しを契約時に提出する。また発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

四 一、二及び三のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

(3) 労働福祉の改善等について

建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(4) 建設業退職金共済制度について

一 建設業者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

二 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

三 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結したときは、建設業者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事締結後1ヶ月以内に事務所に提出すること。なお、工事契約締結当初は工場制作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用

しないこと等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。

四 建設業者は、三の申し出を行った場合、請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時までに提出すること。なお、三の申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

五 共済証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、共済証紙の受払い簿その他関係資料の提出を求めることがあること。

六 建退共制度に加入せず、又は共済証紙の購入若しくは貼付が不十分な建設業者については、指名等において考慮することがあること。

七 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

(5) ダンプトラック等による過積載、不正改造等の防止について

一 積載重量制限を超過して工事に用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。

二 過積載、不正改造等を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

三 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

四 さし枠装着車、物品積載装置、リヤバンパー等を不正改造したダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。

五 過積載車両、さし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載、不正改造等を助長することのないようにすること。

六 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、リヤバンパーの切断・取り外し改造車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

七 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

八 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

九 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

十 上記の対策について、施工計画書に具体的に記載すること。

(別紙－４)

長野県産土木用材産地証明書発行基準

1 (目的)

長野県県産間伐材供給センター協議会規約第4条(3)により、県産土木用材産地証明書(以下証明書という)を発行するための基準を示すものである。

2 (発行対象者)

- (1) 長野県県産間伐材供給センター協議会(以下供給センターという)を構成する者及びその構成員。
- (2) 供給センターの認めた者。

3 (発行者)

証明書の発行は、次の地区協議会が行う。

証明書の発行を求めるものは次の事務局へ、次の書類を提出する。

(発行所)

- ① 東信地区協議会 小諸市甲鞍掛4747(東信木材センター協同組合連合会内)
(TEL 0267-23-0887)
- ② 南信地区協議会 上伊那郡辰野町伊那富後山5892-1
(長野県森林組合連合会 南信木材センター内)
- ③ 中信地区協議会 南安曇郡三郷村温4000
(長野県森林組合連合会 中信木材センター)
- ④ 北信地区協議会 長野市大字穂保字中ノ配342-1
(長野県森林組合連合会 北信木材センター内)

(提出書)

- (1) 証明書発行申請書(様式1)
- (2) 素材丸太にあつては、その生産者の、加工品にあつてはその加工製造業者の「出荷証明書」
(書式は特に定めないが、①工事名 ②施工主 ③元請 ④品種(県産材使用を明記する)
⑤製造日又は伐採日 ⑥製造者又は伐採者を明記し、その発行者の押印のあるもの)

4 (証明書の書式)

証明書の書式は、(様式2)とする。

5 (申請者の責務)

- ① 申請書記載事項等に虚偽があり、その責務を問われた場合、その責務は申請者に帰するものとする。
- ② 協議会から長野県産間伐材を使用していることを証明する資料を求められた場合速やかに従う責務を負う。

(様式1)

長野県産土木用材産地証明書発行申請書

平成 年 月 日

県産間伐材供給センター協議会長 様

(申請者)

〇〇木材株式会社

代表者 〇〇〇〇

下記使用について確かに長野県産材を使用したので長野県産土木用材産地証明書を発行してください。

記

工事名：平成 年度 県単 工事 線 市 字

発注者：長野県〇〇建設事務所長

品 種：県産からまつ間伐材使用

2.0m×8~12cm 皮むき丸太 500本

製造者：〇〇木材株式会社

製造日：平成 年 月 日

添付書類： 出荷証明書

その他：

(様式2)

県産土木用材産地証明書

様

平成 年 月 日

長野県岡田町30-16
県産間伐材供給センター協議会
会長 ○○○○

下記の土木用材は長野県産であることを証明します。

記

納材者 氏名又は名称 及び代表者名			
樹種	規格・仕様	数	量

(別紙－５)

下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書

- 1 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。なお、県内企業とは県内に本社・本店（みなし本店を含む。）を置く建設企業者をいう。
- 2 受注者は、下請企業に対し、本工事は「下請契約における県内企業の優先採用に関する特記仕様書」があることを周知する。
- 3 受注者は、本工事の施工に関する下請契約について、一次、二次以降を問わず、県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を別紙「下請契約における県外企業採用報告書」に記入し、施工体制台帳提出時（変更時含む。）に監督員に提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。

平成 年 月 日

事務所長 様

下請契約における県外企業採用報告書

請負者名：

工事名

本工事において契約した県外企業は、以下のとおりです。

下請負人名称	住 所	工 事 内 容	県内企業を採用しない理由

電子納品及び情報共有に係る実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野地域CALS/EC推進協議会が平成15年3月承認した長野県CALS/EC推進計画に基づき、長野県の建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）における電子納品及び情報共有を進めるための実施方法等を定め、公共工事におけるCALS/ECの推進を図ることを目的とする。

(電子納品の定義)

第2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有の定義)

第3 「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(対象工事等)

第4 電子納品及び情報共有を実施する対象工事等の範囲は、原則として全案件とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。

(対象成果品)

第5 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・ 土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・ 測量作業共通仕様書
- ・ 地質・土質調査共通仕様書
- ・ 設計業務共通仕様書
- ・ 用地調査等共通仕様書（第3章～第3章の7に該当するもの）

(特記仕様書)

第6 対象工事等については、次に示す特記仕様書で入札公告時に明示を行う。

- ・ 工事：建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書【別記2】
- ・ 委託：委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書【別記3】

※ただし、試行案件については、次に示す特記仕様書で入札公告時に明示を行う。

- ・ 工事：建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）【別記4】
- ・ 委託：委託業務における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）【別記5】

(積算の取り扱い)

第7 電子納品の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第14で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：現行の共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 委託：測量業務は、現行の諸経費率に含まれるものとする。地質調査業務及び設計業務は、現行の「印刷製本費」を「電子成果品作成費」とし、現行の同様の積算とする。

- 2 情報共有の積算上の取り扱いは以下のとおりとする。
 - 1) 電子メール（メーリングリストを含む）：諸経費（一般管理費）の通信交通費に含まれるものとする。
 - 2) 情報共有サーバ（ASP等）：諸経費（一般管理費）における通信交通費で対応できない費用については、あらかじめ受注者との協議により決定する。

（要領・基準）

第8 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記1】

- 2 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、基本的に工事等の着手時の最新版を適用する。ただし、公告中に要領・基準類の改訂があった場合や過渡期等において受発注者の環境が整わない場合は、協議の上、適用世代を柔軟に定めることができることとする。

（運用に関する手引き）

第9 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)[土木工事編][業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・ 要領・基準類の長野県での読み替え
- ・ 受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・ 電子納品対象書類の範囲
- ・ 電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・ 施工中の書類の取り扱い
- ・ 電子成果品の保管管理

（情報共有）

第10 対象工事等においては、受注者は、工事等に先立ち現場事務所等においてインターネット環境の整備を行い、情報共有が行えるようにする。なお、山間地等で現場事務所にインターネット環境の整備ができない場合については、それに準じた体制の整備について受発注者間で協議するものとする。また、長野県の情報共有に関する運用については、別に定める「運用の手引き」によるものとする。

- 2 情報共有の方法については、電子メール（メーリングリストを含む）を標準とするが、以下のケース等においては、情報共有サーバ（ASP等）の活用を積極的に検討するものとする。いずれの場合も、データの流出・改竄防止、個人情報の保護等の必要な対策をとることとする。
 - ・ 現場が複数工区にまたがる、または関係機関が多数有り協議・連絡調整が必要な場合
 - ・ 大型工事等で下請・関連業者が多数にわたる場合
 - ・ 受注者が情報共有サーバを使った現場管理に積極的に取り組んでいる場合

（協議確認事項）

第11 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

1) 着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウィルス対策方法について確認を行う。

2) 検査前協議

中間検査・完成検査の前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査前協議チェックシート」を用いて実施する。

3) 納品時協議

中間検査・完了検査の実施時に、電子成果品に対する検査内容を記録する目的で、「納品時チ

エックシート」を用いて確認する。

(納品媒体)

第12 納品する電子媒体はCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの理論ファイルフォーマット形式はISO9660(レベル1)とし、DVD-Rの理論ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第13 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認することとする。

(成果品の提出部数)

第14 電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、電子媒体は、正・副の2部を提出するものとする。なお、電子納品対象書類の内、「紙」による報告書の提出は下記による以外は監督員と協議の上決定することとする。

- 1) 工事完成図書の内、「紙」による工事写真については、「着手前・完成」のみ1部提出するものとし、「写真管理基準」に規定するデジタルカメラによる提出物のうち「紙による工事写真帳」は基本的に不要とする。
- 2) 委託成果品の内、「紙」による報告書の提出は「原則1部」のみとする。

(電子納品の検査)

第15 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

(適用)

第16 この要領は、平成21年8月1日から適用する。

【別記1】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成25年9月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- | | |
|----------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品要領（案） | 平成20年 5月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案） | 平成20年 5月 |
| ・ CAD製図基準（案） | 平成20年 5月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準（案） | 平成20年 5月 |
| ・ 測量成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |

ガイドライン類

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】 | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】 | 平成21年 6月 |
| ・ CAD製図基準に関する運用ガイドライン（案） | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】 | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】 | 平成18年 9月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編] | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- | | |
|---|----------|
| ・ 電子納品チェックシステムVer7.1 | 平成21年 8月 |
| ・ S X F ブラウザVer3.16(CAD製図基準案H16.6に基づいて作成された図面を見る場合) | 平成20年 8月 |
| ・ S X F ブラウザVer3.20 | 平成21年 3月 |

注) 要領・基準類の適用世代は、国土交通省と同時とし、原則として工事等の着手時の最新版を適用する。ただし、工期内に要領・基準類の改訂があった場合や、過渡期において受発注者の環境が整わない等の場合は、協議の上、適用世代を定めることができることとする。

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」：
http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」：
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム：http://www.cals-ed.go.jp/edc_old/
- S X F ブラウザ：http://www.cals-ed.go.jp/sxf_what/

【別記2】建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書

(電子納品)

第1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

(情報共有)

第2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

(要領・基準)

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

(着手時協議)

第4 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

(電子納品対象書類)

第5 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書 類 名	備 考

(情報共有対象書類)

第6 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書 類 名	備 考

(工事完成図書の提出部数)

第7 本工事は、工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------------------|----------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R・DVD-R) | 2部 (正・副) |
| | 紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 1部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 1部 |

(その他)

第8 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート（工事用）
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

【別記4】建設工事における電子納品・情報共有特記仕様書（試行用）

（電子納品）

第1 本工事は、電子納品対象（試行）工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第2 本工事は、情報共有対象（試行）工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（要領・基準）

第3 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（着手時協議）

第4 着手時協議を必須とする。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを提出すること。ただし、紙納品のみの選択も可とする。

（工事完成図書の提出部数）

第5 本工事は、工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。ただし、着手時協議の結果、紙納品のみの選択した場合は、電子納品対象書類の提出は不要とする。

- | | | |
|-------------|---------------------|---------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体（CD-R・DVD-R） | 2部（正・副） |
| | 紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 1部（その他、協議による） |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 1部 |

（その他）

第6 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み：

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
 - 「運用の手引き」着手時協議チェックシート（工事用）
 - 「運用の手引き」検査・納品前協議チェックシート（工事用）
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

【別紙 1】 建設工事における電子納品及び情報共有特記仕様書（電子納品推進事業用）

（電子納品）

第1 本工事は、電子納品対象工事とする。「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における再利用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

（情報共有）

第2 本工事は、情報共有対象工事とする。「情報共有」とは、工事等の各業務段階に受発注者間でやり取りされる各種情報を電子データにより交換・共有することで、資料の提出や打ち合わせのための移動時間を短縮するなど業務の効率化を図ることをいう。

（電子納品推進事業）

第3 本工事は、ITアドバイザーを活用した「電子納品推進事業」対象工事とする。「ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領」に基づき、以下の各時点でITアドバイザーから適切なアドバイスを受けることにより、受発注者協議の円滑化と電子納品に対する理解と技術力向上を図り、電子納品成果物の品質向上を図るものとする。

- 1) 着手時協議
- 2) 検査・納品前協議
- 3) 受注者による事前準備派遣、随時派遣依頼（受注者が必要に応じて実施：全額受注者負担）
- 4) 工事期間中における情報共有

（経費の計上）

第4 本工事は、ITアドバイザーの派遣経費（以下「経費」という。）として、着手時協議及び検査・納品前協議時の2回分、計5万円（税抜き）を計上しています。入札にあたっては、この経費を共通仮設費の技術管理費に必ず計上してください。

（要領・基準）

第5 電子納品及び情報共有は、長野県の「電子納品及び情報共有に係る実施要領」及び「運用の手引き」に基づき実施するほか、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。

（着手時協議）

第6 着手時協議を必ず行うこと。協議にあたっては、事前に作成した着手時協議チェックシートを、協議前に電子データで監督員に提出すること。

（電子納品対象書類）

第7 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

（情報共有対象書類）

第8 着手時協議チェックシートで定められた書類及び、下記の書類を必須とする。

書類名	備考

(工事完成図書の提出部数)

第9 本工事の工事完成図書の提出部数は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------------------|----------------|
| 1) 電子納品対象書類 | 電子媒体 (CD-R、DVD-R) | 2部 (正・副) |
| | 紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」 | 1部 (その他、協議による) |
| 2) 上記以外 | 紙媒体 | 1部 |

(その他)

第10 電子媒体ラベルへの記載項目のうち、業務名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むものとする。

<参考資料>

長野県における CALS/EC の取組み :

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/cals/torikumi/index.html>

- ・電子納品及び情報共有に係る実施要領
- ・電子納品及び情報共有に係る運用の手引き
「運用の手引き」協議チェックシート (工事用)
- ・ITアドバイザーを活用した電子納品推進事業実施要領

7 監技第 4 1 8 号
平成 8 年 3 月 2 6 日

部内発注機関の長
地方事務所 出納員 殿
部内出先機関 出納員

土 木 部 長

土木部建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期
契約制度）の実施について（通知）

このたび、土木工事共通仕様書の改訂に伴い、土木部建設工事早期契約制度又は施工期限選択可能契約制度適用工事の実施に当たっては、契約締結後工事開始日から工事完成日までを全体工期とすることとし、「入札心得」に例示されている 10 日以内に着手しなければならないとした規定を適用することにしました。

この措置に伴い、土木部建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領の一部を改正しましたので、平成 8 年 4 月 1 日以降はこれによってください。

建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）実施要領

建設工事の計画的な発注をもって工事の平準化及び受注者のゆとりある工事の促進を図るため、次により建設工事早期契約制度及び施工期限選択可能契約制度を実施する。

第1 早期契約制度

1 目的

発注者は工事着手時期が特定される建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の入札執行の日から工事着手指定日までの間を「猶予期間」として定めることにより、計画的な発注を行い工事の平準化を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定される建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事で発注者が必要と認めたものとする。

- (1) 工事着手時期が特定されている工事であること。
(例：出水が予想される河川工事、観光シーズン後の工事、家屋移転等を待っての工事、樹木の植栽工事等)
- (2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。
- (3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

(1) 猶予期間

入札執行の日から工事着手指定日の前日までの期間をいうものであり、当該期間は後記(3)の工事期間のおおむね30パーセント以下で、かつ60日を越えないものであること。

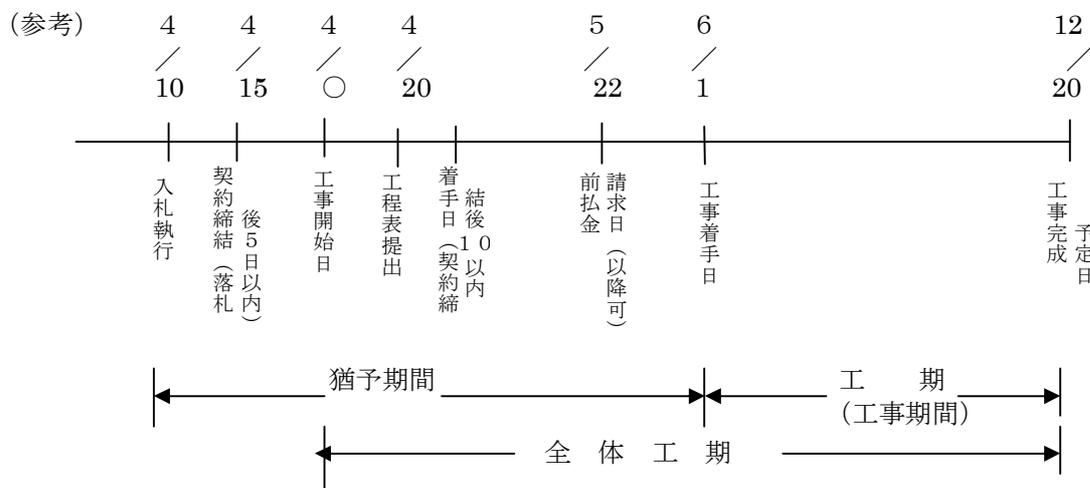
ただし、債務負担行為（ゼロ国債、ゼロ県債等）に係るものについては、工事期間にかかわらず90日以内とすることができる。

(2) 全体工期

工事開始日から工事完成日までの期間をいうものであること。

(3) 工期（工事期間）

設計書に定められた工事着手日から工事完成日までの期間をいうものであること。



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第34条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事着手日の10日前からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「早期契約制度」と朱書きするものであること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限」を全部削除し「工期... 〇〇年〇月〇日から、〇〇年〇月〇日までの〇〇日間」と記載するものであること。

(2) 入札通知等の取扱い

ア 入札の実施についての通知書の「その他」欄に「(〇) この工事は早期契約制度により発注しますので、工事着手日は〇〇年〇月〇日です。」と記載するものであること。

イ 特記仕様書には「工事着手日前における資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。」旨の記載をするものであること。

ウ 入札の執行の際は「当該工事は、早期契約制度の適用工事である。」旨を告げるものであること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書には、前記3(2)の工期を記載するものであること。

(参考)

工 期 自 〇〇年〇月〇日 (工事着手日 〇〇年〇月〇日)
(全 体) 至 〇〇年〇月〇日

イ 請負契約約款第34条第1項に「ただし、請求は工事着手日の10日前からとする。」と追加記載するものであること。

ただし、当該年度歳出予算を伴わない債務負担行為に係る工事については「ただし、請求は〇〇年〇月〇日以降とする。」と追加記載するものであること。

第2 施工期限選択可能契約制度（フレックス工期契約制度）

1 目的

発注者は工事着手時期・工事完成期限等が特定されない建設工事の発注に当たって、あらかじめ当該工事の入札執行の日から一定期間内に受注者が工事着手日を選択できる「工事着手日選択可能期間」を定めることにより、ゆとりある工事の促進を図るものとする。

2 対象工事

前記1の「特定されない建設工事」とは、次の各号に掲げる基準に適合する工事が発注者が必要と認めたものとする。

(1) 設計額が500万円以上5,000万円未満の工事であること。

(2) 諸条件を考慮して繰越が生じない工事であること。

(3) 用地が確保されている工事であること。

3 工期等の設定

(1) 工事着手日選択可能期間

入札執行の日から工事着手期限日までの期間をいうものであり、当該期間は後記(3)の工事期間のおおむね30パーセント以下で、かつ50日を越えないものであること。

(2) 全体工期

契約締結時に受注者が申し出た工事開始日から工事完成日までの期間をいうものであること。

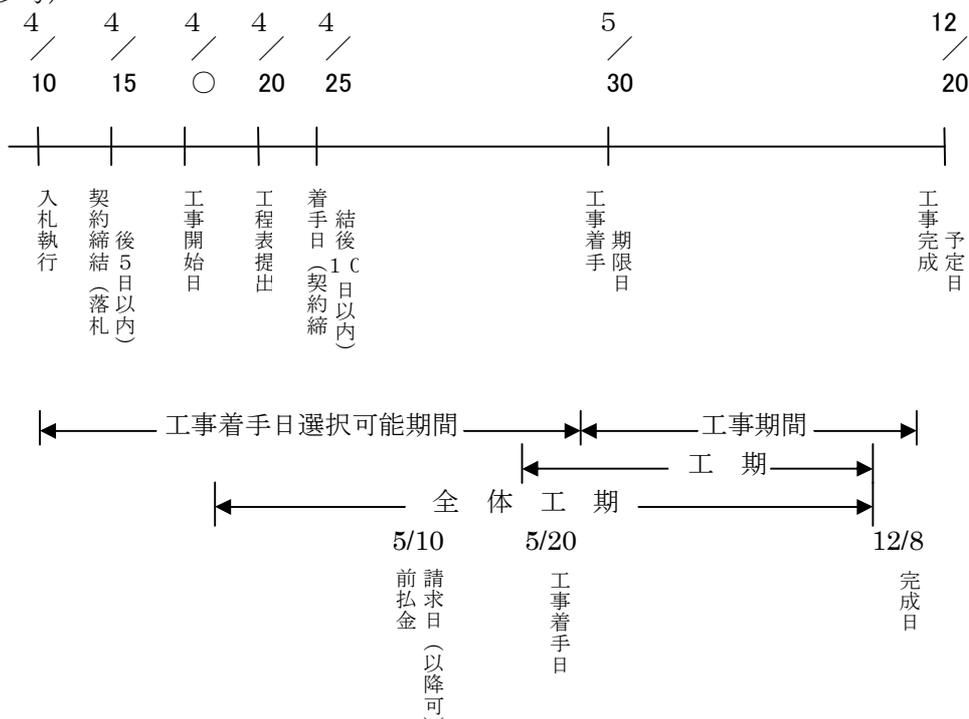
(3) 工事期間

設計書に定められた工事完成までの必要期間をいうものであること。

(4) 工期

契約締結時に受注者が工事着手日選択可能期間内から申し出た工事着手日からの工事期間をいうものであり、工事着手日から工事完成日までの期日を明示した工事期間であること。

(参考)



4 前払金の取扱い

前払金の取扱いについては、長野県建設工事標準請負約款第34条に定めるところにより行うものであるが、請求は工事着手日の10日前からできるものとする。

5 その他

(1) 工事起工伺いの取扱い

ア 工事起工伺いの「施行上の注意」欄に「フレックス工期契約制度」と朱書きするものであること。

イ 起工伺いの「伺い」欄の「工事完成期限」を削除し、「工期」とし、「工事着手日選択可能期間は〇〇年〇月〇日まで」と追加記載するものであること。

(2) 入札通知等の取扱い

ア 入札の実施についての通知書の「その他」欄に「(○)この工事はフレックス工期契約制度により発注しますので工事着手日選択可能期間は〇〇年〇月〇日までです。」と記載するものであること。

イ 特記仕様書には「工事着手日前における資材の搬入、仮設物の設置等を行ってはならない。」旨の記載をするものであること。

ウ 入札の執行の際は「当該工事はフレックス工期契約制度の適用工事である。」旨を告げるものであること。

(3) 建設工事請負契約書の取扱い

ア 建設工事請負契約書には、受注者からの申出により、前記3(2)の工期を記載するものであること。

(参考)

工期 自 ○○年○月○日 (工事着手日 ○○年○月○日)

(全体) 至 ○○年○月○日

イ 請負契約約款第34条第1項「ただし、請求は工事着手日の10日前からとする。」と追加記載するものであること。